

# 宿泊施設における受入環境整備の支援メニュー

お問い合わせ先  
観光庁 観光産業課 03-5253-8330(直通)

- 全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修、Wi-Fi整備、案内表示の多言語化等のインバウンド受入環境整備の取組を支援する。

## 補助対象事業者

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）

## 事業内容

### 1. バリアフリー環境整備

補助区分 【支援事業例】	① 客室の必要最低限の改修等 (一般客室のレベルアップ)  	② 共用部の改修等  	③ 客室の大規模改修等 (車椅子利用者用客室等の整備)  
令和2年3月下旬 公募開始予定	定額補助（必要経費の実額補助） 上限額100万円	1 / 2 補助	上限額500万円

### 2. 基本的ストレスフリー環境整備

令和2年3月下旬 公募開始予定



① Wi-Fi環境の整備



④ 決済端末の整備



② トイレの洋式化



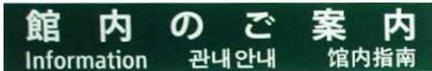
⑤ 自社サイト多言語化



③ 多言語対応をを図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化）



⑥ ムスリム受入マニュアル作成



⑦ その他訪日外国人旅行者が  
ストレスフリーで快適に宿泊できる  
環境を整備するために必要な整備

#### 1 / 3 補助 1者あたり上限額150万円

- ・ 宿泊事業者（5以上）による協議会が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定（一定の要件を満たす宿泊事業者は1者でも可とする。）
- ・ 宿泊施設館内の整備に係る補助対象は、共用部における整備に限る（一定の要件を満たす場合は客室における整備も支援する。）
- ・ 過去に本補助を受けた宿泊事業者は補助対象外（一定の要件を満たす宿泊事業者は過去に補助を受けた場合でも補助対象となる。）